

財団法人 航空交通管制協会

役員報酬規程

平成15年 7月22日

役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は、財団法人航空管制協会寄附行為第19条の規定に基づき、常勤役員（以下「役員」という）の報酬に関する必要事項について定めることを目的とする。

(役員報酬の区分)

第2条 役員報酬の区分は、次のとおりとする。

- (1) 本 俸
- (2) 通勤手当
- (3) 特別手当

(役員報酬の支払)

第3条 役員報酬は、法令に基づき、控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。

(本俸の決定)

第4条 本俸は月額とし、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）第6条第10号指定職俸給表（別表第10）に定める3号俸の俸給月額に相当する額を限度とし、理事会及び評議員会の議決を得て会長が別に定める。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、役員の通勤の実情に応じ、通勤定期運賃相当額とする。

(本俸及び通勤手当の支給日)

第6条 本俸及び通勤手当は、その月額をその月の25日（その日が休日に当るときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日）に支給する。

(特別手当)

第7条 特別手当は、原則として毎年2回、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という）に在職する役員に支給する。基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 前項の規定による支給額は、基準日において役員が受けるべき本俸月額と本俸月額に25/100を乗じて得た額との合計額に、下表の支給割合を乗じて得た額とする。

支給時期	支給割合
夏 期	1. 8
年 末	2. 2

3 支給日は、職員の特別手当支給日とする。

(退職慰労金)

第8条 役員が退職したときはその役員に、役員が死亡したときはその遺族に、理事会及び評議員会の議決を得て退職慰労金を支給することができる。

2 前項の遺族の範囲及び順位は、労働者災害補償保険法第16条の7（遺族補償一時金一受給権者）による。この場合において、「遺族補償一時金」とあるのは、「退職慰労金」と読み替える。

3 前項の退職慰労金の額は、役員が退職し又は死亡した日におけるその役員の本俸の月額に在職月数を乗じて得た額を基準とし、その者の在職期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- | | | |
|-----|-----------|---------|
| (1) | 1年以上3年未満 | 100分の5 |
| (2) | 3年以上5年未満 | 100分の10 |
| (3) | 5年以上7年未満 | 100分の13 |
| (4) | 7年以上10年未満 | 100分の15 |
| (5) | 10年以上 | 100分の16 |

4 退職慰労金については、職員退職手当支給規程第5条（勤続期間の計算）及び第6条（退職手当の支給）を準用する。この場合において、「退職手当」及び「勤続期間」とあるのは、「退職慰労金」及び「在職期間」と読み替える。

付則

1 この規程は、昭和61年8月1日から施行する。

2 この規程の変更については、平成15年度の理事会及び評議員会の議決を得て、平成15年4月1日に遡及する。

(参考)

国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律」 別表第10指定職俸給表

号 俸	俸給月額（単位：円）
12	1,328,000
11	1,301,000
10	1,227,000
9	1,146,000
8	1,069,000
7	991,000
6	906,000
5	843,000
4	783,000
3	704,000
2	636,000
1	573,000